

児 童 手 当 乳 幼 児 医 療 費 助 成 義 務 教 育 就 学 児 医 療 費 助 成 高 校 生 等 医 療 費 助 成

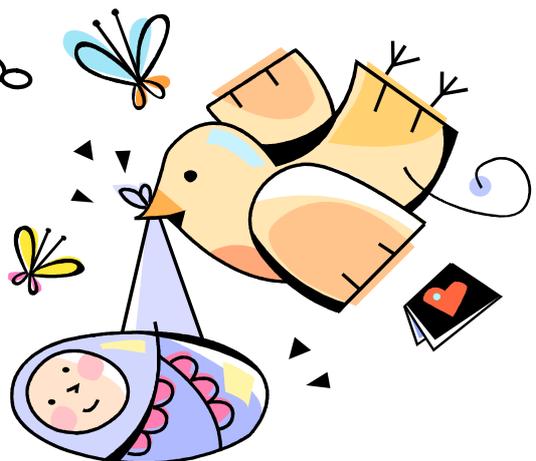
各 制 度 の ご 案 内

各制度の受給には申請が必要です。

- 申請者は高校卒業まで年齢の児童を養育している方です。
- 申請に必要な書類が揃っていなくても、仮申請ができますので、出生や転入の届出をされた時は、申請をしてください。
※手続きが遅れるとその分の手当が受けられなくなったり、医療費助成の適用が遅れますのでご注意ください。

受付時間 月～金曜日（土曜日・日曜日、祝日などの休日を除く）
午前8時30分～午後5時（木曜日は午後8時まで）

大切なお知らせです。
必ずお読みください。



申請窓口および問合せ先

青梅市こども家庭部こども育成課手当・医療係

TEL 0428-22-1111 内線2138・2139
〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1

令和5年4月現在

児童手当について

(0歳～中学校卒業まで)

○ 手当額 (月額)

※ 公務員の方は勤務先で申請してください

区 分		月 額
児 童 手 当	0歳から3歳未満	15,000円
	3歳以上小学校6年生 第1子・第2子	10,000円
	〃 第3子以降	15,000円
	中学生	10,000円
特例給付 (所得制限限度額超過者)		一律 5,000円
所得上限限度額超過者		支給なし

※児童の数は、満18歳到達後の最初の3月31日まで(高校生以下)の児童で数えます。ただし、手当の支給対象となるのは中学生までの児童です。

○ 所得制限限度額・所得上限限度額

1月～5月分は前々年、6月～12月分は前年の所得で判定されます。

児童を養育している方の所得が、下記表の①未満の場合、児童手当を、所得が①以上②未満の場合、特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。児童を養育している方の所得が、下記表の②以上の場合、児童手当は支給されません。

扶養人数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族がいる方の限度額は、上記の額に当該同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

※所得から控除できるもの

定額控除額80,000円

雑損控除額・医療費控除額・小規模企業共済等掛金控除額・障害者控除27万円(特別40万円)・寡婦(夫)またはひとり親控除27万円(35万円)・勤労学生控除27万円

○ 手当の支給

認定請求(申請)した日の属する月の翌月から開始、消滅した日の属する月分で終了となります。ただし、月の後半に出生・転入された方は、出生・転入日(異動日)の翌日から起算して15日以内に請求し認定されると、出生・転入日の翌月分からの支給となります。

支給月(原則各月の15日口座振込)

6月 (2・3・4・5月分)

10月 (6・7・8・9月分)

2月 (10・11・12・1月分)

令和4年度より現況届の提出が不要となりました。提出が必要な一部の方には、毎年6月初旬頃に郵送致しますので提出をお願いします。



乳幼児・義務教育就学児・高校生等の医療費助成について

高校卒業まで（18歳に達した後、最初の3月31日まで）の児童等に申請により乳幼児医療証（㊟）・義務教育就学児医療証（㊦）・高校生等医療証（㊧）を交付し、医療費の自己負担分の全部または一部助成を行います。

誕生日（または転入日）の翌日から30日以内に申請した場合は、誕生日（転入日）から使用できる医療証を発行します。それ以降の日の申請については、申請日からの医療証となります。

医療機関で受診したときの自己負担額は次のとおりです。

区 分	対象者	自己負担額（注1）	
		外来	入院
㊟乳幼児医療証	0歳から 小学校入学前まで	なし	なし
㊦義務教育就学児医療証	小学校入学から 中学校卒業まで		
㊧高校生等医療証	高校入学から卒業 までの年齢の児童	1回につき200円 ※調剤および訪問看護は、 自己負担なし	なし

(注1) 入院時食事標準負担額、保険適用外の検診、予防接種、薬の容器代、文書料など健康保険が適用されないものは助成の対象外となります。

助成の方法

<東京都内の医療機関で受診する場合>

- 健康保険証と㊟医療証・㊦医療証・㊧医療証を提示してください。

<東京都外の医療機関で受診する場合>

- 東京都の制度のため、㊟医療証・㊦医療証・㊧医療証は使えません。
- 健康保険証を提示し、自己負担分を支払い、領収書（お子様のお名前、診療点数が記入されたもの）を医療機関から受け取り、後日、領収書・保護者の口座・健康保険証・医療証をお持ちのうえ、こども育成課で還付の申請をしてください。



学校等でけがなどをしたとき・・・ こども医療証は使わないでください。

青梅市の小学校・中学校に在籍している児童は、学校で加入している日本スポーツ振興センター災害共済給付金から医療費が支給されます。

学校から支給される医療費であったにもかかわらず、こども医療証を使って受診した場合は、後日、医療費を返還していただきますのでご注意ください。

保育園、幼稚園、高校等および青梅市以外の小学校・中学校に通っているお子様は、在籍している学校等にご確認ください。

交通事故等にあつたとき

交通事故などの第三者からの行為を原因とするものであっても、医療保険が適用された医療については、こども医療証による医療費の助成を受けることができます。

第三者行為のために医療証を使用した場合は、こども育成課へ届出が必要となります。

なお、届出の前に治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまった場合は、医療費助成額を返還していただくことがありますのでご注意ください。

届出の必要な場合

- ・住所や氏名が変わったとき
- ・対象児童が増えた（減った）とき
- ・退職・転職などで加入健康保険・加入年金の変更があったとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・児童手当の受給者が公務員になったとき
- ・保護者や児童等が結婚・離婚された等、ご家庭の状況が変わったとき

※届出のないまま手当や医療費の助成を受けていると、支払われた手当・医療費を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

申請しないと手当や医療証は受けられないんだって！赤ちゃんが生まれたら、すぐに申請に行かなくちゃ!!



引越しのときも手続きが必要だよ!!

～他の手当についてのお知らせ～

ひとり親またはご家族が重度の障害状態にある場合などは、「児童育成手当」「児童扶養手当」等の対象となる可能性があります。

* 所得制限などの条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

令和 年 月 日仮受付しました。一ヶ月以内に下記のことを提出してください。

- 申請者（_____様）名義の金融機関名、口座番号などのわかるもの
- 児童の健康保険証
- 申請者および配偶者のマイナンバーカード（通知カード）
※通知カードの方は合わせて申請者の本人確認書類（運転免許証等）
- 申請者（_____様）の健康保険証のコピー
（保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの）
- 年金加入証明書
- 市区町村長発行の課税（非課税）証明書

※所得金額・扶養人数・諸控除額の記載があるもの

※源泉徴収票・納税通知書は不可

令和 年度 申請者・配偶者（申請者が配偶者控除を受けているときは不要）
（令和 年1月1日現在、住民登録のあった市区町村の住民税担当部署へ請求してください。）

- 監護事実の同意書・申立書
- 児童の住民票（世帯主との続柄の記載のあるもの）